

東日本大震災で大きな被害を受けられた『事業者』の方々の 事業の再開を支援します！

事業の再開に必要な施設(店舗等)及び設備の整備に要する経費を補助します
再開方法によって、2つの補助金のどちらか一方を選んで申請できます

※ 両方とも申請することはできません

店を復旧する場合はこちら

商店復旧支援補助金

- ・施設の修復・建替経費
- ・設備の修繕・買替経費
- ・被災施設の解体撤去費 など

補助対象経費の1/2以内

上限 300万円
下限 100万円

別の店を借りる場合、
仮設店舗を作る場合はこちら

商業活動再開支援補助金

- ・仮店舗の取得・借上経費
 - ・仮店舗の設備設置経費 など
- ※ 借上経費は最大24か月分まで

補助対象経費の1/2以内

上限 300万円
下限 100万円
※借上経費は年度毎に分けて交付します

補助対象経費

補助率

補助限度額

対象となる方

- ① 卸売業、小売業、飲食業、運輸業、サービス業を営む中小企業者の方
(対象とならない業種もありますので、詳しくはお問い合わせください)
- ② 施設が全壊又はそれに近い大規模な被害を受けた方
- ③ 県内で事業を再開・継続する方

※ ①、②、③のすべてに当てはまる方が対象となります

※ 既に再開している方も、写真や書類で被災状況が確認できれば対象となります

※ 次の事業を利用される方は、本事業を利用できません

- ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業【中小企業庁、宮城県】
- ・仮設施設整備事業【中小企業基盤整備機構】

申請受付期間

平成23年9月28日 から 平成23年10月12日 まで

※申請書提出先など、詳しくはホームページ等でお知らせします

問い合わせ先

宮城県 経済商工観光部 商工経営支援課 商業振興班

電話：022-211-2746 (直通)

FAX：022-211-2749

Eメール：syokeisisin@pref.miyagi.jp

ホームページ：http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/